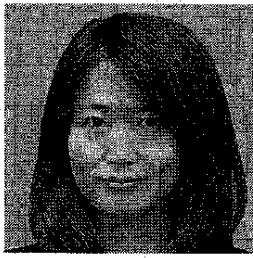


8

調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。(一社)日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような不動産業者(調停人候補者)の方々の声を紹介します。



山口亜紀氏

私は04年から不動産業務に、まっとう手が付けられない」な携わり、現在18年目となりま、ど、相続に関する紛争や遺産す。賃貸業務を3年経た後、分割問題でもめる方々を多く売買業務(土地仕入れ・宅地分譲)に従事しましたが、地主様との関わりにおいて「不動産を売りたいけど相続でもめているから売れない」「20年前からの一次相続・二次相続の遺産分割が終わっておらず、代襲相続も発生してし

そのような中、18年に不動産相続コンサル会社である株式会社A-planを設立して不動産相続紛争対策等の業務に従事するようになり、改めて「不動産相続が原因となるトラブルを防止したい、裁判という選択肢をお客様に提案したくない」と思うように

【調停人候補者】

山口亜紀氏

株式会社A-plan 代表取締役(岡山県倉敷市)

なりました。そのような折、不動産ADRのことを知り、裁判より簡易であり、話し合いでトラブルを解決できる方法に積極的に携わろうと思ひ、調停人候補者になりました。

調停人候補者になりました。そのような折、不動産ADRのことを知り、裁判より簡易であり、話し合いでトラブルを解決できる方法に積極的に携わろうと思ひ、調停人候補者になりました。しかし、現在の活動する地域ではADRという解決方法が十分に周知されておりません。私に相談される多くのお客様に自ら進んで紛争を起さしたい人はいません。できれば円満に解決したい方が大多数です。だからこそ、私は引き続きより多くの方々にADRの存在を広めていきたいと考えています。



店舗の外観

資格・総合